

令和4年12月21日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

東京都知事
小池 百合子

新型コロナと共存する社会の実現に向けた要望

先般、可決された改正感染症法において、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けを速やかに検討する旨の規定が追加された。

都は、かねてから、新型コロナウイルスの特性を踏まえて、感染症法上の位置付けなどを実態に応じて見直すことを国に対して求めてきたところであり、今後、コロナと共存する社会を実現するためには、病原性、感染力、変異の可能性などのエビデンスに基づきながら、見直しに向けた検討を進めていくことが重要である。

見直しにあたっては、国として方針やプロセスを早期に明確にし、分かりやすく周知するとともに、都民・国民の命と健康を守るため、現場を担う自治体や医療機関等に混乱を招かないよう、丁寧に進める必要がある。

また、新型コロナへの対応を踏まえ改正感染症法に盛り込まれた、保健所設置区市に対する都道府県の総合調整権の強化や、地域連携協議会の設置などについて、実効性のある運用を図るなど、約3年にわたるコロナとの闘いで得た知見や仕組みをレガシーとして今後の感染症対策に活かしていかなければならない。

さらには、新型コロナ禍で浮き彫りとなった保健医療のDXの推進などの課題や、往診やオンライン診療等、新型コロナへの対応で強化された取組を地域包括ケアの強化につなげていくなど、保健医療政策全般に広く反映させていくべきである。

このことから、下記のとおり要望する。

記

1 新型コロナと共存する社会の実現

(1) 新型コロナの法的位置付けの見直し

ア 法的位置付けの見直しに向けては、新型コロナウイルスの病原性、感染力、今後の変異の可能性に加え、国内の抗体保有状況や医療提供体制への影響を踏まえるとともに、現場を担う自治体や医療機関等の意見を十分聴きながら検討を進めること。

イ 新たな法的位置付けへの移行にあたっては、感染状況を踏まえながら、国民の不安や医療現場等の混乱を招かないようスケジュールを設定した上で、必要なサービスの提供と公費負担を継続すること。

ウ 特措法に基づき政府対策本部が廃止される場合、臨時の医療施設については、入院患者を他の医療機関に移送する等により、順次閉鎖することとされている。介護度が高い高齢者等の療養体制を確保できるよう、当面の間、地域の実情に応じて臨時の医療施設の存続と新たな入院患者の受入れを可能とすること。

エ 必要なサービスの継続にあたっては、特定財源により、自治体に対する財政支援を行うこと。

(2) 今後の感染防止対策の在り方と周知

ア 新たな法的位置付けへの移行にあたっては、マスク着用やアクリル板の設置、飲食店における第三者認証制度の取扱いなど、今後の感染防止対策について、住民・事業者が混乱しないよう、エビデンスに基づき分かりやすく事前に周知すること。

なお、業種別ガイドラインについては業界団体の意向も踏まえ、その取扱いについて検討すること。

イ より多くの医療機関でコロナの入院医療や外来診療に対応できるよう、ゾーニングやPPEなどの標準予防策については、これまでのコロナ対応の経験を踏まえて改めて整理し、周知を図ること。

(3) 適切な水際対策

諸外国のオミクロン株対応ワクチンの接種状況や、抗体保有状況を把握し、接種率や抗体保有率が低い国に対して、国内の需給状況を踏まえた上でワクチンを提供するなど、幅広い視点から効果的な水際対策を検討・実施すること。

(4) 年末年始の感染防止対策等

年末年始は人流の増加等による感染拡大が懸念されることから、国が掲げる年内の接種完了に向けたオミクロン株対応ワクチンの早期接種と併せて、換気等の感染防止対策の徹底、検査キットや鎮痛解熱剤の備蓄、重症化リスクに応じた適切な受療行動の選択、高齢者等ハイリスク者との面会や帰省・旅行の前後の速やかな検査の受検等について、自治体と協力しながら体制を確保するとともに、国民に対して幅広く呼びかけること。

2 新たな感染症の発生・まん延への備え等

(1) これまでのコロナ対策における措置等の効果や課題の整理

感染拡大期等においては、住民・事業者の協力を得ながら実効性のある措置等を実施することが重要である。新たな感染症への備えとして、国は、長きにわたるコロナ対策の経験や知見を踏まえ、措置等の効果や課題を整理すること。

(2) 感染症に対応できる人材の活用及び確保・育成

ア 感染拡大により医療現場が困難な状況に直面する中、多くの潜在看護師等が感染症医療に携わり、経験や知見を獲得した。こうした人材について、今後、医療現場をはじめとする様々な場で活用できるよう、国において仕組みを構築すること。

イ 感染症に対応可能な医師・看護師等のほか、新たな感染症の発生初期段階から対応できる人材や、疫学研究に関する人材など、感染症対策の専門人材の確保・育成を推進すること。

特に、感染症対策において重要な役割を果たす専門職である公衆衛生医師の計画的な育成を進めること。

(3) ワクチン、治療薬、医療機器等の確保

ア 有効なワクチンや治療薬について、必要量を十分確保できるよう、国としてサプライチェーンを構築すること。同時に、国家の安全保障の観点からも、国産製品の速やかな開発・実用化を全面的に支援すること。

イ 治療薬、検査キット、人工呼吸器、酸素濃縮装置、パルスオキシメーター、感染防護具等、感染症医療に必要な医薬品や医療機器などについて、国として備蓄を進めること。備蓄にあたっては、国の主導によりメーカーや卸売業と生産・流通のバランスを図りながら行うこと。

(4) コロナ対策のレガシーによる地域包括ケアシステムの深化

コロナ対策において、往診体制の強化、高齢者施設等の配置医師との連携、オンライン診療の推進、民間救急サービスの活用などが効果を発揮した。こうした施策について、国のリーダーシップによりレガシーとして反映させながら、高齢者や障害者等が住み慣れた地域で暮らしを継続するために一層重要となる地域包括ケアシステムの深化を図ること。

(5) 医療 DX の推進

新型コロナへの対応において、電子カルテシステムと新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の連携が十分

ではないことにより、医療機関や保健所の負荷が増大した。こうした課題を踏まえ、電子カルテ情報の標準化を進めるとともに、感染症に関するシステムのみならず、広く保健・医療・介護分野のシステムとの連動性を向上させること。併せて、医療機関における電子カルテシステムの導入を支援すること。

(6) 新たな感染症危機に向けた経費の全面的支援

感染症は国全体での対応が必要となることから、ワクチン接種の公費負担も含め、新たな感染症危機に備えるための自治体や医療機関等における経費については、特定財源により負担すること。